

開会の日 令和2年3月19日(木)  
場 所 委員会室

◆出席委員(6人)

委員長	井 端 浩 二
副委員長	徳 島 純 次
委員	野 村 勝 憲
委員	澤 史 朗
委員	谷 口 敬 信
委員	水 上 雅 廣

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
総務部長	泉 原 利 匡
総務課長	岡 田 浩 和
環境水道部長	大 坪 達 也
環境課長	忍 哲 也
水道課長	舟 本 智 樹
環境課衛生係長	中 田 賢 一
環境課施設係長	渡 辺 晃
水道課管理係長	檜 木 正 憲
水道課下水道係長	木 村 誠 吾
農林部長	青 垣 俊 司
農業振興課長	堀 之 上 亮 一
林業振興課長	二 木 次 郎
畜産振興課長	古 川 尚 孝
林業振興課林務係課長補佐	竹 田 慎 二
商工観光部長	清 水 貢
観光課長	北 村 和 弘
観光課観光係長	井 谷 直 裕
基盤整備部長	青 木 孝 則
建設課長	横 山 裕 和
都市整備課長	谷 口 正 樹
建設課管理係長	川 崎 忠 相
建設課農林土木係長	吉 本 法
都市整備課都市整備係長	吉 澤 智 之
都市整備課建築係長	直 野 幸 浩

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第26号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議案第27号	松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
議案第28号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
議案第29号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第30号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第31号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について
議案第32号	飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について
議案第33号	飛騨市家畜診療所設置条例について
議案第34号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について
議案第35号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
議案第36号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議案第37号	飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議案第38号	市道路線の廃止について
議案第39号	市道路線の認定について
議案第40号	飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第41号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

●委員長（井端浩二）

ただいまから、産業常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

以上、ご協力をお願いします。

それでは、付託案件の審査を行います。

◆議案第26号 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について  
から

議案第30号 飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

議案第26号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第30号、飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの5案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（井端浩二）

大坪環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。まず、提案理由が条ずれ箇所の修正に伴う改正であります。内容につきましては、1ページめくっていただいた裏面の新旧対照表をお願いいたします。今ほど説明いたしましたように、引用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正がありまして、その条ずれを補うものであります。現行が第7条第4項を第7条第6項。現行が第7条第5項を第7条第7項に改正するものであります。施行日は、公布の日となっております。

議案第27号、松ヶ丘公園斎場の使用にかかる事務の委託に関する規約の一部を改正

する規約について。提案理由は、高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡または死産した場合、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合の許可事務を高山市へ委託しているが、光明苑を使用する場合も同様の取り扱いとするための改正であります。改正の中身につきましては、1ページをめくっていただきまして、まず、今ほど言いましたように、新たに対象とする地区が増えるということで、題名を「松ヶ丘公園斎場」というものを「火葬場」ということに改めます。これは火葬場と改めることによって、松ヶ丘公園斎場、光明苑、両方に当てはまるものとするものであります。また、第1条中の中に「光明苑又は」というものを加えて、光明苑にも適用できるものとするものであります。施行日は、4月1日からです。そもそもこの改定につきましては、高山市のほうから光明苑の使用を希望する事例があるが、光明苑の使用に関してもともと本規約の対象外であったために、飛騨市の窓口で許可事務を行うということで、利用者がわざわざ飛騨市のところへ来ていただいて事務を行っていたということがありました。それで、その利用者の利便性を向上したいということで、高山市のほうから協議がありまして、それを飛騨市のほうで協議しまして、それを受け入れて今回の改正を行うものであります。

続きまして、議案第28号、飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について。提案理由としまして、高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡または死産した場合、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合と同様に、光明苑を使用する場合の使用料を無料とし、使用料相当額を高山市が負担する取り扱いとするための改正であります。改正の内容につきましては、1ページを開いていただきまして、まず、高山市国府町に住所を有する人の使用について。3番目が高山市上宝町または高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する方についての使用料についての規定を記載しております。施行日は、令和2年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第29号、飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由としまして、地方自治法の改正に伴う改正であります。中身については、1ページめくっていただいた裏面の新旧対照表をお願いいたします。現行が下線がありますところの「第243条の2第8項」それを「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。これは地方自治法の第243条の2が新たに規定されたことに伴い、条ずれが生じるため、引用箇所を改正するものであります。施行日は令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第30号、飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。提案理由は、水道法等の改正に伴う改正であります。これの改正内容につきましては、1ページを開いていただきまして、ここに書いてあります、第12条第1項、第39条第1項、第45条についての改めるものであります。その内容としましては、指定給水工事業者の指定について、今までは更新というものがなかったんですけど、新たに5年ごとの更新制度が導入されたことに伴う改正であります。また、あわせて水道法施工

令の一部改正に伴って、給水装置の構造及び材質の基準を定めた条文が第5条から第6条に繰り下がることを反映しての改正であります。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

議案第27号、議案第28号に関連するんですけど、要するに火葬場の使用についての変更ですけども、基本的には高山市からのお願いでやられていることだと思えますけども、それですと、現在国府町の方々は光明苑は無料でやられると。そこでお聞きしたいのが、例えば光明苑を希望されている方は、このところ2～3年どのくらいいらっしゃったんですか。

□環境課長（忍哲也）

光明苑を利用される高山市の方は58名でございます。平成30年の実績でございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、例えば上宝町、奥飛騨温泉郷の方々は距離的な問題でやられているんじゃないかと思えますけど、例えばお住まいがどちらかというとなら光明苑のほうが近いんだ、そういうことでの区分けになってくるんでしょうかね。

□環境課長（忍哲也）

この火葬場の利用に関しましては住所地というのか、結局、火葬場とか葬儀場ですね、そういった利用がどこでされるかというのがポイントになるわけですが、住んでみえるところから喪主が例えば古川にみえるので古川のほうを使いたいとか、そういったことがやっぱり出てきますので、そういったことが管外扱いになっているという状況でございます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（澤史朗）

今の葬儀場の件に関してですけれども、この逆のパターン、すなわち飛騨市民が高山市の火葬場を使用するような場合、今のお話の中で高山市の葬儀場を使って葬儀をあげられる方いらっしゃると思うんですけども、この逆のパターンというのはお互いにこのような条例ができていっているんでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境課長（忍哲也）

逆のパターンということなんですけど、例えば高山市の葬儀場を使われる方もみえるわ

けなんですけど、基本的に火葬場というのは想定される地域がございまして、利用のキャパというかですね、処理能力というのがございますので、それを超えるものを利用されると、想定された利用者への支障が生じる可能性があるということで、もともとは利用拡大については考えていないというのが大本の考えでございます。

ただ、今回につきましては旧上宝の方はもともと管外扱いで従前から利用されていたということと、それほど利用がないということもありましたので、今回は事務を移管し、使用料の負担を「高山市民」から「高山市」に変えるという改正のみをさせていただいたということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございせんか。

○委員（澤史朗）

いわゆる飛騨市民が高山市の葬儀場を使うというケースというのはありますでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境課長（忍哲也）

そういったケースはあるとは思いますが、今そこについてのそれぞれの協定というのは交わしておりません。というのは、先ほどの利用拡大の話もありますので、そのところは定めていないという状況でございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに。

□環境課施設係長（渡辺晃）

今ほどの飛騨市民が高山の葬儀場を使うかということで、そういうケースはあるかと思うんですけども、そういった場合は高山市のほうへ個人として、管外者として使用料相当額をお支払いするというので、そこを飛騨市が肩代わりして負担するということは、今規約とかはございせん。

●委員長（井端浩二）

ほかにございせんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第26号、飛騨市

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第30号、飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの5案件について、一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(井端浩二)

ご異議なしと認め、5案件について一括して採決を行います。

議案第26号から議案第30号までの5案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(井端浩二)

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長(井端浩二)

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

( 休憩 午前10時15分 再開 午前10時18分 )

◆再開

●委員長(井端浩二)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第31号 飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について  
及び

議案第32号 飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について

●委員長(井端浩二)

議案第31号、飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について及び議案第32号、飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例についての2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

□農林部長(青垣俊司)

議案第31号、議案第32号について一括して説明を申し上げます。

議案第31号につきましては、飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例を制定し、修学資金貸与にかかる必要な事項を定めるものです。飛騨市が取り組む広葉樹のまちづくりのさらなる推進のために、市内の林業、木材活用分野での人材確保、人材育成を図

るものです。修学資金の貸与を行う対象としましては、林業技術者あるいは木工技術者を養成する学校に通う方で、将来、市内林業事業体または市内木製品製造販売事業体に勤務あるいは新たに起業しようとする方としています。また、市内事業体に連続して在職した期間が貸与期間の2分の3に達した場合、修学資金の返還の全額を免除することとしています。

続きまして、議案第32号です。飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金を設置することを定めたものです。これは前後の修学資金貸与条例に定める資金を確保するために基金を設置するものです。基金として積み立てる額は、300万円です。

説明は以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。

○委員（徳島純次）

議案第31号のですね、第2条第3項のところの「養成施設」とは、学校教育法」云々って書いてありますが、これは具体的にはどういうものですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□林業振興課林務係課長補佐（竹田慎二）

この養成施設というのは、学校教育法に定める専修学校に該当するもので、岐阜県内ですと、昔は「林業大学校」というのがありまして、今現在は県立の「森林文化アカデミー」という学校があるんですけど、そこしかございません。そのことを指しております。

●委員長（井端浩二）

ほかにありませんか。

○委員（野村勝憲）

同じく議案第31号で、基本的なことをお聞きしますが、現在、林業技術者は飛騨市内で何名で、それから木工技術者も同じように市内何名いらっしゃるんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□林業振興課林務係課長補佐（竹田慎二）

林業技術者につきましては、詳しく数字が把握してございませんけれども、県の林業の統計書によりますと森林組合と民間事業体で含めまして四十数名だったと記憶しております。あと木工技術者につきましては、なかなかちょっと定義が難しく、例えば大きなメーカーに勤める方ですとか、個人の木工作家さんもありまして、とくに個人の木工作家さんにつきましては、例えば看板を掲げてご自分で商品をつくって販売されている方はある程度把握ができるんですけど、そういったものを掲げずにですね、大手のメ



一カーさんの下請けのものをつくっていらっしゃる技術者の方もいらっしゃるものから、そのへんがちょっと把握をしかねております。

○委員（野村勝憲）

木工技術者についてはですね、私もわからないところがありますが、林業技術者はこれから人口減少と高齢化によってどんどんどんどん減っていくと思いますわ。今現在四十数名だということですが、そのへんの補填は、当然これだけの山林を持っている市ですから当然なんですけど。現在ですね、まあこの分野だけでも結構ですけども、大体何名くらいをですね、1年で予定されているんですか。要するに資金貸与する人は。その都度募集されるんでしょうけども、現実的に不足していくわけですからね、そういう意味ではどのくらいをみていらっしゃるんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□林業振興課長（二木次郎）

ニーズにつきましては、300万円ということでおおむねの金額をあげさせておりますけども、大体これ1年間ですね、森と木のエンジニア科というのと、森と木のクリエイター科という2つ科がございますが、エンジニア科の場合、1年間で実習費、事業費含めて30万円くらい。クリエイター科の場合は60万円から80万円という1年間の額があるんですが、今の額のギリギリまでとは思っていますが、イメージとしましては合わせて2名から3名くらいかなというイメージでおります。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、今現在は県内のアカデミーとそれに類似のところ限定されているわけですね。県外はどうなんですか。例えば長野とかですね、そちらのほうへ研修したいというところがあると思いますけど、そのへんについてはどうなんでしょうか。

□林業振興課長（二木次郎）

来年度につきましては、森林文化アカデミーと限定してやりたいと思っております。

○委員（野村勝憲）

年齢的なものは当然若い人を対象に考えていらっしゃるわけですね。例えば、今後、木工技術者になってですね、自分で家具製造を目指したいということで、現在は別の仕事をやっていらっしゃるけど、要するに人生の方向転換をしたいという人の対象はどうなんでしょうか。

□林業振興課長（二木次郎）

森林文化アカデミーのクリエイター科というところには、年齢制限等ございません。ですので、そういった方はクリエイター科のほうで木工技術を学んでいただいて、飛騨市に戻っていただくと。そういうことをしていただければと考えております。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

## ○委員（水上雅廣）

議案第31号ですけど、貸与の償還免除、これ貸し付けの2分の3年ということですけど、この2分の3は適当な数字なんでしょうか。

## ●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

## □林業振興課林務係課長補佐（竹田慎二）

この条例の制定にあたりましては、今現在も施行されております飛騨市看護師等修学資金貸与条例というものを参考にして、飛騨市として統一するために、この条文の中で定めてあります2分の3というのをこちらにも適用させていただいております。

## ○委員（水上雅廣）

こうやって育てられていくということは必要なことだと思いますし、大切なことだと思うんです。担い手、しっかりつくっていかないといけないということ。ただ、そういう人たちを探していくとか、いきたいというふうになってもらうように、教育の現場とかいろんなところで誘導、誘導と言ったら語弊があるかもしれませんが、そんなようなことを仕掛けていくようなことは、何か考えていらっしゃいますか。

## ●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

## □林業振興課長（二木次郎）

議員おっしゃるとおりでありまして、高校に入る方、また、中学、そういったことから木に親しんでもらうとか、学んでもらうことは必要でございますので、いろんな機会を通じて、木育という言葉もありますが、木に親しんでもらうようなものをしていきたいというふうに思っております。

## ○委員（澤史朗）

議案第31号ですけども、先ほど修学金の返済免除の件ですけども、具体的に教えてください。森林アカデミーのエンジニア科、クリエイター科というのは、通常そこへ入った場合、何年が修学期間になるのか教えてください。

## □林業振興課長（二木次郎）

両方とも2年でございます。

## ○委員（澤史朗）

ということはそこで2年勉強されて、2分の3ですから、実際こちら飛騨市に戻ってきて3年、そこで勤めれば免除になるというふうでよろしいでしょうか。

## □林業振興課長（二木次郎）

2年就修学した方には3年ということになります。おっしゃるとおりでございます。

## ○委員（澤史朗）

先ほどこの2分の3という数字の根拠は、看護師条例等にならったということですけども、現場がそれぞれ違うと思うんですね。いわゆる病院という現場と林業の現場

というのは、まあ病院というのは1つの建物というか一病院だと思いますけれども、林業に関してはそれこそいろんな山があって、現場がそれぞれ1つずつ違うということで、同じ2分の3、今の話で2年勉強して3年現場の体験でそれが免除になるということなんですけれども、同じ2分の3という考え方、年数でよろしいのかどうか、ちょっと考えるところなんですけど、そのへんまでほかのやつ2分の3って書いてあるからじゃあ2分の3にしようというのか、中身をもうちょっと仕事の内容というのか、現場、各々違うということまで精査されたかお聞きします。

□林業振興課長補佐（竹田慎二）

木工技術者のほうについてはちょっとあれなんですけど、林業技術者の方については、実際に森林文化アカデミーを卒業された方が森林組合に去年の4月に入られて、即戦力で非常にいいということをお聞きしたうえでの制度設計だったわけですが、その際に、森林組合のいろんな方に聞き取り調査をさせていただいて、2分の3が妥当かどうかはなかなか森林組合さんでは判断ができないかもしれませんが、そのへんのことのご意見は伺っております。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第31号、飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について及び議案第32号、飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例についての2案件について、一括採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認め、2案件について一括して採決を行います。

議案第31号及び議案第32号の2案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

## ◆議案第 33 号 飛騨市家畜診療所設置条例について

## ●委員長（井端 浩二）

議案第 33 号、飛騨市家畜診療所設置条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

## □農林部長（青垣俊司）

議案第 33 号について説明をいたします。飛騨農業共済事務組合を含む県内の農業共済団体が一組合化することに伴い、これまで飛騨農業共済事務組合に設置していた家畜診療所をそれぞれの市で設置することとしたものです。新たに設置する「飛騨市家畜診療所」、場所は、「飛騨市古川町上野 571 番地 1」です。なお診療にかかる手数料につきましては、別表に記載のとおりです。説明は以上です。

## ●委員長（井端 浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

## ○委員（谷口敬信）

私の地元なんですけど、場所はどこになるんですかね。

## □農林部長（青垣俊司）

J A ひだの吉城営農センターの建物の中、1 階の一室を借りて、その中に入ることでございます。

## ●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

## ○委員（野村勝憲）

一応、基本的には場所とあれが変わるだけなんですけれど、料金とかそういったものは従来どおりという理解でよろしいんですね。診療費とかそういったものは。

## □畜産振興課長（古川尚孝）

場所代に関しましては、従来と一緒です。そして診療費とかそのへんの金額に関しましては、今の農業共済、家畜衛生所、現在実際にある郡上市、瑞浪市、中津川市、そのあたりの診療料金を全て見まして、その平均的なところに設置しております。

## ●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し、採決いたします。議案第 33 号、飛騨市家畜診療所設置条例について、原案のとおり可決すべきものとして報告することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (井端浩二)

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第34号 飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について

●委員長 (井端浩二)

議案第34号、飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□農林部長 (青垣俊司)

議案第34号について説明をいたします。飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金を設置することについて定めるものです。3月補正の予算特別委員会でもご説明しましたが市内の獣医師確保のため、奨学金返還資金及び就職準備資金の貸し付け制度を設けることとしています。その資金貸付に必要な資金を確保するため、この基金を設置するものです。なお、この資金貸付制度を制定する背景として、資料のうしろにも載せていますが、獣医師確保が非常に困難な昨今の状況がございます。全国で、毎年約1,000人の獣医学生が卒業しますが、その約6割が小動物病院に就業しており、公務員獣医師を選択するのは、約2割にとどまっています。そのうち、大半は、国や都道府県に就業し、産業動物診療を行う市町村獣医師を志すものは、わずか0.2パーセントにすぎないというのが現状です。こういった状況を見て、この貸付制度を設けるものでございます。なお、資金貸付につきましてもこの条例に定める一定期間市内で獣医師として従事した場合、返還を全額免除することとしています。この一定期間につきましては、先ほどと同様2分の3の期間として設けています。

以上で説明を終わります。

●委員長 (井端浩二)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員 (野村勝憲)

要するに私が思うのは、やっぱり小動物のビジネスの変化だと思うんですね。それと生活するためにはということで、都市部なんかはとくに病院系ができてきているので、こういう傾向はどんどん多くなっていくと思うし、むしろ獣医学生そのものは、これから多分、今現在1,000人だと思いますけど、もっと増えていくんじゃないかと思えます。そういった中で、やっぱり飛騨市なんかはハンデを持っていると思えますわ。エリアのハンデを含めてね。そういうことで、やはり私これ重要なことだと思います。それで、現在ですね、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけど、獣医師は何名くらい

いらっしゃるんでしょうか。

□農林部長（青垣俊司）

市役所に勤める公務員の獣医師が現在3名です。開業医が1名ということで、全部で4名です。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（水上雅廣）

先ほどと同じなんですけど、どうしても畜産振興を図っていくのに獣医さんも高齢になってきますし、若い人たち入れたいと思うと、そのへんの工夫というのはどうしてもいると思うんですけど、市内にそういう成り手というのは、検討はありますか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□畜産振興課長（古川尚孝）

実際にこの基金を設立したからといって、構えていくものではないと思っています。来年度、飛騨市をPRするために、多分私も現役の学生時代、県と国で獣医師を募集しているのは知っていましたが、市町村で募集しているということを一切知っていませんでした。そこらへんをPRするために、獣医学生の若いうちからのインターンシップ制度を来年度やるのと、現実にこれらの説明を各大学、私立大学等まわってしていつて確保に努めたいと思います。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（徳島純次）

今の獣医師確保のことですけど、前回ですね、獣医師確保について一般質問したときを調べるとですね、獣医師会が要望しているのはですね、医師免許を持っている普通の医師と同等の対応をしてほしいという要望が出ているんですね。専門的な知識を持っている獣医師としての待遇としては少ないんじゃないかというような要望書が出ているというふうにあがっていますが、市としてですね、獣医師の待遇を今よりも少し上げて募集するというのも一つの手かなと思うんですが、人件費等の問題もあるんですが、そのへんどう考えられるかお伺いします。

△市長（都竹淳也）

公務員というのは給料表がありまして、適用できる給料表が決まっているんですね。市単独で上げれるのであれば、人間対象の医師と同じ待遇にしていきたいんですが、それができないというところのジレンマがあって、それをカバーするためにもこういう施策を講じることにしているということです。実際にですね、学校へ行くにも通常の医学部、人間の医師の医学部と同じくらい難易度が高く、というかむしろ獣医のほうが難易度が高くて、修学資金もものすごくかかるんですが、ただ、今の医師確保のような地域

枠があるものでもないですし、修学資金の免除制度もないと。そうすると、まったく手の出しようがない状況になってしまうものですから、まずはこうしたところで人に対する医師と同じような体制をしっかりと整えていく。これがまず武器になっていくと思いますし、これで十分かというともっとやらないといけないかもしれない。

そうした対応をとる中で、獣医師の確保をしていきませんか、とにかく飛騨牛の診療がなければ飛騨牛は成り立たないものですから、そこは必須のものとして考えていくということで、まずその手始め、第一歩と位置づけております。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し、採決いたします。議案第34号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時45分 再開 午前10時46分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第35号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

議案第35号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第35号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について。下の提案理由にも記していますが、各施設の実情に合わせた使用料金の改定及び位置の訂正のための改正でございます。最終ページの要旨にて説明させていただきます。7カ所ございます。2、改正の内容。（1）飛騨古川総合交流ターミナル施設。これは黒内のホテル季古里のことでございます。洋室の3人利用時の一人当たり宿泊使用料を定めるとともにその額を和室の1名使用時料金と2名使用時料金との差額の幅、92.36パーセントを基準として、使用料金を設定設定していくものでございます。（2）飛騨古川まつり会館。現在リニューアルオープンを目指しておりますけれども、入館料金でございますが、4月からは個人料金のみ表記といたしまして、団体共通券等はこの範囲内となるように設定をしております。（3）飛騨市河合森林総合利用施設。これは稲越のYUMEハウス及び道路向かいの友雪館に隣接しております附属施設のことでございますけれども、道路改良工事によって設置場所が地番変更をしていましたが、その訂正を行うものでございます。また撤去された施設が条例に残っていたためその部分を削除するものでございます。具体的には広場休憩施設・丸太の遊具でございます。（4）飛騨市やまびこ学園。これは河合町稲越のアスク山王とその手前のやまびこ館のことでございます。これは、設置されている番地の番号が違っていたため、その錯誤を訂正するものでございます。（5）山之村キャンプ場。これにつきましては、条例内に規定のなかったテント持ち込み料・入場料・キャンピングカー車中泊料金・バーベキュー利用料金を規定するものでございます。（6）飛騨市流葉自然休養園コテージ。これは流葉スキー場に隣接するキャンプ場内のコテージのことでございます。現在暖房料金を12月から3月までいただいておりますけれども、寒い時期が、あるということで10月から5月までの期間延長をするものでございます。またその料金設定でございますが、黒内のすば一ふるの和室の暖房料金の加算使用料の考え方を準用いたしまして、具体的には大人1人の宿泊使用料金1,040円の半額520円にコテージの最大利用規模人数を乗じた額を、その他の期間につきましては、コテージの最小利用規模人数を乗じた額とするものでございます。（7）飛騨市神岡広域総合交流促進施設。これは、Mプラザのことでございますが、設置されております番地、番号が違っておりましたので、その錯誤を訂正するものでございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

それぞれの施設の利用状況を加味してやられているということで、1点だけ確認ですけど、昨年消費税が10パーセントに上がりましたね。こういったところは全く無視さ



れてやられているんですかね。

□観光係長（井谷直裕）

消費税の考え方に関しましては、一応含めてというかたちで、今消費税だけではなくて燃料費等も上がっておりますので、そのことも含めまして、今の現状にあわせて収入しておりますので、その金額にあわせたかたちの改正になっております。

○委員（野村勝憲）

ほとんど値下げになっております。ということは、背景には利用客が少なくなっているということがやっぱり一番大きいんじゃないでしょうか。そのへんはどうでしょうか。

□観光課長（北村和弘）

値下げというか、トップの部分は変えていませんけど、あとは上げています。その認識です。

○委員（野村勝憲）

それでは例えばですね、まつり会館についてお尋ねしますけども、現在、個人は830円、団体750円、共通券750円ということで、要するにこれはですね、匠文化会館と共通券を発行していたと思いますけども、まつり会館の単独の入館料は今現在おいくらですか。

□観光課長（北村和弘）

今クローズしていますので入れていませんけど、4月からのオープンで700円に設定して徴収する予定にしています。

○委員（野村勝憲）

飛驒の匠文化会館の単独での入館料は。

□観光課長（北村和弘）

単独では200円をとっていると思います。市のほうであれなんですけど。それと共通券として200円じゃなくて100円割引して800円というかたちでとると聞いております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、今回の改正ではですね、団体共通券はなしにするということになるわけですね。個人として830円というかたちで表記されていますけど、要するに飛驒匠文化会館の入館料は上記に含むということになっていますね。ということは、団体客は減少しているというふうに捉えてよろしいですかね。

□観光課長（北村和弘）

減少しているというわけではないんですが、団体料金はアップの金額より下で、割安にして提供することによって団体を引き込もうという設定料金で考えています。現在観光協会に聞いているのは、630円程度で1人当たり、10名以上みたいなところで10パーセント割引でとる予定と聞いております。

## ○委員（野村勝憲）

そうしますと、団体では830円。10名以上で入ったら200円の割引ということで理解していいのですね。

## □観光課長（北村和弘）

そういうことで結構です。700円に対して630円の10パーセントの割引です。1割引です。

## ○委員（澤史朗）

1つ確認させてください。最初の総合交流ターミナルの部屋代、これっていうのは1泊2食付きの料金でしょうか。

## □観光課長（北村和弘）

ラクレートといいまして、食事がついていない、素泊まりのベースでの料金の上限ということで考えております。

## ○委員（澤史朗）

素泊まりの料金で、この設定がいかがなものってここで議論するわけじゃないんですが、一般的には1部屋を利用する部屋の料金があって、例えば洋室の1人利用、2人利用の場合、半額とまではいなくても、一般的なホテルの金額とすると随分設定金額が高いように思うんですけれども、先ほど92.36パーセントということで、これはあくまでここに設定されているのは上限額ですけど、実際の通常というか、一般的に売られている料金というのがわかれば教えてください。

## □観光係長（井谷直裕）

基本料金としましては、洋室のほうが基本料金、1名料金で8,880円、混雑の時期で違いますので8,880円というかたちなんですけど、それが混雑時、Sタイプといいますが、1万3,880円というかたちで上がってきております。また、和室料金なんですけど、2名当たり9,500円の料金で、混雑時は1万9,850円というかたちで金額のほうがあがってきます。今の金額はですね、1泊2食付きなので、混雑時が1万4,350円ですね。今の料金なんですけど、基本的には条例料金がありまして、食事代が1,100円、夕食料金が4,400円から1万1,000円ということで幅を持たせまして、さらにですね、宿泊予約サイトの手数料が15パーセントほど取られるものですから、そこを加味して、最終的には指定管理者のほうで今の宿泊料金を上限として決めていくというものでございます。

## ○委員（澤史朗）

確かに条例では上限額を設定するだけで、その範囲内で指定管理者が金額を決めるというふうになっているかと思うんですけど、今のかたちで、結局、元である観光課のほうでも、一応、1人利用の場合、2人利用の場合のそれぞれの単価だとかそういったのは、今の、どうも説明がわかりにくかったんですけども、しっかり把握をしてこちらでも営業はできるというのは変ですけども、答えられるようにしていただいてほしい

と思います。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませつか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませつか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第35号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませつか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時59分 再開 午前11時01分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第36号 飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する  
条例について

●委員長（井端浩二）

議案第36号、飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

議案36号についてご説明いたします。飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。要旨でご説明させていただきます。改正の趣旨でございます。県営中山間地域の総合整備事業の区分整理や新たな県営事業の追加

に伴う改正でございます。内容ですが題名等の改正で、新たに事業を開始する県営事業を追加するため、題名を飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例に改めるとともに第1条中の事業名を改めるものでございます。別表の改正でございます。中山間地域総合整備事業の地区区分を廃止。同事業の農業用排水路施設整備に一等水路及び一等水路以外の水路の区分を加えるとともに新たに開始する「経営体育成事業」及び「かんがい排水事業」の2事業を加えるものでございます。新旧対照表をお願いいたします。もともと県営の中山間事業に特化した事業でしたので、今後県営の土地改良事業が中山間以外にも今後発生すると。それから左を見ていただきますと、その地区ごとに毎回上げておりました。こちらについても一律でやっていきたいということでございます。各々の分担金の総額についてのパーセンテージについては右に掲載のとおりでございます。

以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（谷口敬信）

一等水路、二等水路という、分け方を教えてください。

□建設課長（横山裕和）

水路につきましては、一等水路、二等水路、三等水路ということで等級が定められておりますが、幹線水路のうち、とくに受益が大きい水路につきまして、一等、二等ということで特別に分担金の率を低く定めております。

一等水路につきましては、他市町村に流域を持つ受益面積100ヘクタール以上の用水路または流益面積200ヘクタール以上の排水路ということで、具体的には古川町内の宮川右岸用水と、桜野用水、国府町地内から導水している水路でございますが、などが一等水路となります。

また、二等水路につきましては、他市町村に受益や流域はありませんが、100ヘクタール以上の用水路または流益面積200ヘクタール以上の排水路ということで、大きな水路でございますが、こちらが代表的なものとしましては古川町地内の三ヶ区用水でありますとか、大久古用水が対象になっております。

○委員（水上雅廣）

今回、県営事業がいくつも出ているんですけど、経営体育成事業、これはどこの地区。それから、かんがい排水事業についても、あるので出されたと思うので、教えてください。

□建設課長（横山裕和）

経営体育成事業につきましては、令和2年度から始まります是重地区の、圃場整備でございます。主に大区画圃場整備を行うという事業でございます。かんがい排水事業につきましては、これも令和2年度より始まります古川町地内の三ヶ区用水の整備でございます。

## ○委員（水上雅廣）

経営体育成事業の、圃場整備。分担金の総額ですけど、7.5パーセントということで、単純にほかのものよりもどうなのかな、高いのかなというような感覚もあるんですけど、そのへんの設定基準、そういうものがあれば教えてください。

## □建設課長（横山裕和）

経営体育成事業につきましては、国庫補助事業でございます、こちら国の分担金のガイドラインがございまして、全体を国、県、市、受益者がどのように分担し合うかというガイドラインがございまして、国のガイドラインに基づきまして受益者負担7.5パーセントが標準的なものと定められておりまして、今回、飛騨市におきましても7.5パーセントで分担金を徴収するというところで決定をさせていただいております。

## ○委員（水上雅廣）

県営のかんがい排水で、一等、二等以外の、そういう小さい水路、そういうのって対象になるところってあるんですか。

## □建設課長（横山裕和）

県営のかんがい排水事業につきましては、それぞれ事業要件がございしますが、一等、二等よりも規模の小さい水路でも対象になる場合があります。その場合を見越しまして一等、二等以外は7.5パーセントということで、これも国のガイドラインに基づきまして最高7.5パーセントということで設定をさせていただいております。

## ●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し、採決いたします。議案第36号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第 37 号 飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例  
について

●委員長（井端浩二）

議案第 37 号、飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

議案 37 号についてご説明いたします。飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。最終ページの要旨をお願いいたします。改正の趣旨ですが、分担金徴収率の改正でございます。内容につきましては、農業用施設災害復旧事業及び林業用施設災害復旧事業に係る分担金を徴収しないものとするというものでございます。こちらにつきましては、ここ近年、たび重なる災害が起きております。激甚災害等になると、現在も減免ということで、そのたびに条例の中では減額または免除できるようになっておりますが、農業用の施設といたしますと、皆さんが使う水路とか個人の農地じゃなくて、これ以外農地があるわけなんです、農業の水路とか道路。それから林道につきましても規模も小さいものですが、こちらについて負担金をとってということになりますとなかなか復旧できないというような事例も出てきております。それから最近の災害があまりにもひどいということで、壊れ方もひどいということもございまして、今回徴収しないという方向にするものでございます。2 枚目の条例を見ていただきまして、農地災害の復旧については、今までどおりとります。ただし、また激甚等になればこちらのほうは減免対応の決裁をとりまして、やりたいというふうに考えていますが、通常の場合でも農業施設と林業施設については、もう徴収しないというものでございます。

以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し、採決いたします。議案第 37 号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第38号 市道路線の廃止について  
及び

議案第39号 市道路線の認定について

## ●委員長（井端浩二）

議案第38号、市道路線の廃止について及び議案第39号、市道路線の認定についての2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

## □基盤整備部長（青木孝則）

それでは、議案第38号、議案第39号についてご説明させていただきます。議案第38号、議案第39号については、関連がありますのでよろしくお願いたします。議案に添付の図面ですと非常にわかりにくいということで、別の資料、新旧の平面図の比較の図面があると思いますので、そちらのほうをごらんください。

1枚の両面のものです。この4路線につきましては、同じく全て廃止をかけて、また認定するというかたちになっております。まずは、寺地3号線です。こちらにつきましては南部農免道路ができてアクセス道路ということで、集落からの道路ということでつないだ路線です。左側にありますように、現認定路線としては、右へ曲がっておたのですが、それを飛び越えて農免道路までつなぐものを寺地3号線とするものです。右側につきましては今廃止する部分につきましては、農地がございませんので、今後農道として管理していきたいというものでございます。畦畑26号線につきましては、過去の圃場整備の中で道路が付け替えされておりましたが、この部分、赤とこの青の新旧を見ていただきますと、長い部分については農道として管理するというので、その絵で見ますと右側の路線ですが、に移ったということで、今回の40メートルだけのものを市道として今後を管理していくというのでございます。杉崎49号線につきましては、左側の突き当たったところから左が入っていくところを新たに新路線として増やしたいというものでございますが、この奥のほうが宅地化が進みまして、もともと圃場整備等で作られた農道ではありましたが宅地化が進んだということで、生活道路ということの利用が多くなったということで、こちらについては市道で管理していきたいというものでございます。袈裟丸14号線です。

こちらにつきましては、左を見てみますと、この下のところ、今の赤の起点、丸になっているところですね。こちらが県道でございます。県道から少し入る部分からずっと奥へ入っていくのが、これ林道で整備された道でございます。林道でということになっておりましたが、沿線には住宅がしっかりくっついているということで、市道としての

管理をしたい。その奥については、また林道で管理していくということを計画するもの  
でございます。以上です、よろしくお願ひいたします。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

寺地3号線ですけれども、現在のものと新路線で方向がちょっと違って来るんですね、  
途中から。現在のところの道路、これはどうなるんですか。変更した後。

□基盤整備部長（青木孝則）

今後は、農地しかありませんので、農道として管理していきます。

○委員（澤史朗）

確認なんですけれども、杉崎49号線というのは岡前地区のことでしょうか。

□基盤整備部長（青木孝則）

はい、岡前地区のことでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第38号、市道路  
線の廃止について及び議案第39号、市道路線の認定についての2案件について、一括  
採決いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認め、2案件について一括して採決を行います。

議案第38号及び議案第39号の2案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告  
することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり可決すべきものとして  
報告することに決定いたしました。



## ◆議案第40号 飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について

## ●委員長（井端浩二）

議案第40号、飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

## □基盤整備部長（青木孝則）

それでは、議案第40号についてご説明いたします。飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について。要旨によりご説明いたします。改正の趣旨でございます。民法の改正に伴う改正でございます。内容です。不正入居により明渡要求した際の利息の割合は、法定利息により5パーセントとしていたが、民法の一部を改正する法律により法定利率が3パーセントへ引き下げられたものでございます。この3パーセントの利率も将来的に金利水準を大きくかい離することがあり得るということでございます。ですので、3年ごとに法定利率を見直す変動制が導入されることから「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものでございます。

以上です。

## ●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し、採決いたします。議案第40号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

## ◆議案第41号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

## ●委員長（井端浩二）

議案第41号、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

## □基盤整備部長（青木孝則）

議案第41号についてご説明します。飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例で

ざいます。同じく要旨により説明させていただきます。改正の趣旨です。坂巻公園テニスコートの廃止等に伴う改正でございます。内容です。坂巻公園の施設等の老朽化に伴い、利用者に対して再整備の意向調査を行った結果、ボール遊びや休憩などできる空間に対して要望が多数ありました。これを踏まえまして、老朽化し利用者がいないテニスコートを、芝生広場及び休憩施設として整備いたしました。これに伴いまして、有料施設から当該テニスコートを廃止するものでございます。また別表の関係条数に錯誤がございましたので、あわせて修正お願いしたいものでございます。新旧対照表をよろしくお願ひいたします。上からいきます。現行の9条となっておりますが、錯誤がありまして10条の間違ひでございました。坂巻公園のところで、テニスコートとあったものをなくしたものです。それから別表の第3ですが第11条となっておりますが第12条の間違ひでございました。以上、よろしくお願ひいたします。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

市民からの要望でテニスコートをなくすということですけど、神岡町というのは、テニスコートはどれだけあるんですか。

□基盤整備部長（青木孝則）

市の都市公園として管理しているテニスコートは、ここ以外にないと確認しております。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し、採決いたします。議案第41号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。

ただいま議決しました16案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長

に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (井端浩二)

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (井端浩二)

以上をもちまして、産業常任委員会委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

( 閉会 午前 11 時 23 分 )

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長

井端浩二